

監査懇話会・第289回監査セミナー

わが国会計監査の課題と展望

～金融庁懇談会提言書『会計監査の信頼性確保のために』を手掛かりとして～

青山学院大学大学院
八田 進二

「会計監査の在り方に関する懇談会」 設置の趣旨

➤ 会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取り組みが行われてきたところである。しかしながら、(a)近年のIPO（株式新規公開）を巡る会計上の問題や(b)会計不正事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にある。

このため、今後の会計監査の在り方について、経済界、学者、会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置したのである。

【参考】(a)近年のIPO(株式新規公開)を巡る会計上の問題

- ①エナリス 2013年10月上場。ディーゼネ発電機取引で不正会計の疑惑。14年12月に創業社長らが引責辞任。
- ②ジャパンディスプレイ 14年3月上場。上場1カ月の4月を皮切りに業績予想を3度下方修正。株価は一時公募価格の約3分の1に下落。
- ③gumi 4年12月上場。上場2カ月半で収益見通しを営業赤字に下方修正。株価は一時上場来高値から約6割安い水準に下落。

(出典:「IPO審査の厳格化要請 日本取引所、証券会社など」
『日本経済新聞』電子版2015年3月31日)

21世紀の会計不正事件と対応①

- 近年のb)会計不正事案の典型事案は、東芝事件(2015年)。
- その他の「21世紀の会計不正事件と対応」
 - カネボウ事件(2005年)
 - ⇒企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」(2005年)
 - ライブドア事件(2006年)・日興コーディアル事件(2006年)・三洋電気事件(2006年)
 - ⇒中央青山監査法人の業務停止(2006年6月から2か月間)
 - 金融庁・金融審議会公認会計士部会報告(2006年12月)
 - 「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」
 - みずず監査法人(中央青山監査法人)の解散(2007年7月)

21世紀の会計不正事件と対応②

⇒公認会計士法の改正(2007年)

①監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

②監査人の独立性と地位の強化

③監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

○オリンパス事件(2011年)

⇒企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準」(2013年)

①職業的懐疑心の強調

②不正リスクに対応した監査の実施

③不正リスクに対応した監査事務所の品質管理

21世紀の会計不正事件と対応③

➤ ○東芝事件(2015年)

⇒金融庁の対応

①「会計監査の在り方に関する懇談会」設置(2015年)

2016年3月8日提言『会計監査の信頼性確保のために』公表

②「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」

設置 (2016年)

⇒日本公認会計士協会の対応

①『会長通牒』平成28年1号発出(2016年1月27日)

「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」

②『会長声明』公表(2016年3月8日)

「金融庁『会計監査の在り方に関する懇談会』提言を受けて」

東芝の不正会計問題の根深さ

- コーポレート・ガバナンス優等生の裏切り
いち早く「委員会等設置会社」を導入
- わが国の経済界に対する裏切り
歴代社長経験者が日本経団連の要職を歴任
- わが国の「ものづくり企業」に対する裏切り
日本社会の発展に寄与してきた代表的なメーカー
- 会計情報の信頼性に対する裏切り
長年にわたる不正会計により、わが国の会計・監査に対する信頼性が著しく低下
- 将来を担う若者(就職予備軍)に対する裏切り
新卒者の就職人気企業ランキングで常に上位を独占

「会計監査の在り方に関する懇談会」での 議論のポイント(2015.10.6)

- 関与会計士の力量
- 監査法人のマネジメント
- 会計監査の手法
- 第三者の眼
- 監査先企業のガバナンス
- 各種基準・実務指針 等

会計基準

監査基準(品質管理基準・不正リスク対応基準を含む)

内部統制基準

- その他

懇談会『提言書』の概要とポイント①

- 会計監査に対して、「企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。」と捉えている。
- 会計監査の信頼性が問われる、3つの要因
 - (1) 会計監査実施のための規制・基準が監査の現場に十分に定着していないこと
 - (2) こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていないこと
 - (3) そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていないこと

懇談会『提言書』の概要とポイント②

▶ 会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき

5つの取組み

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

(1) 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人の品質管理体制の課題
 - ① 監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分発揮されていない
 - ② 当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていない
 - ③ 監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていない
- 実効性の高いガバナンスの確立と有効に機能するマネジメントを確保
 - ① 監査法人のガバナンス・コードの導入
 - ② 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備を進める

(2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

➤ 会計監査の最終的な受益者である株主への情報提供

- ①企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行っているか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させること。

Ex.監査法人のガバナンス情報、監査人の交代理由・経緯等

- ②会計監査の透明性向上のために、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供を行ったり、また、当局等においても情報提供の充実に努めるべき。

(3) 企業不正を見抜く力の向上

➤ 企業不正を見抜く力の欠如等の事態の再発防止のための具体的施策

① 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮

- ・ 監査現場での訓練(OJT)
- ・ 教育研修を通じた過去の不正事例からの学習
- ・ 不正調査に関連する資格の取得や企業への出向等の懲憑等
- ・ 会計士個人の力量の向上に加え、組織としての態勢整備が必要

② 不正リスクに着眼した監査の実施

既存の規制・基準は相当程度整備されてきており、これらの基準等の適切な実施を徹底させるために、監査法人等には、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させることが不可欠

(4)「第三者の眼」による会計監査の品質 のチェック

- 「ブラックボックス」化している監査業務の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠。
- そのための具体策3つ
 - ① 監査法人の独立性の確保の徹底
 - ⇒ 監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度導入の可否
 - ② 当局の検査・監督態勢の強化
 - ③ 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化

監査法人の強制的ローテーション①

- 金融庁・金融審議会公認会計士制度部会報告『公認会計士・監査法人制度の充実・強化について—』(2006年12月22日)

「監査法人の交代制の義務付けについては、監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、
i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査会社
に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査会社の活動の国際化や監
査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な
整合性の確保、iv) 大規模監査法人の数が限定されている中での
交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘され
るところであり、少なくとも現状においてこれを導入すること
については、慎重な対応が求められる。」

監査法人の強制的ローテーション②

➤『提言書』での指摘

「まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。」

➤ 監査法人のローテーション制度に関する調査の実施

- ・ローテーションに伴う、メリットとデメリットの検証
- ・ローテーションを実施に移す場合の障害は何か
- ・その障害は乗り越えられないのか

➤ 「ファームローテーションにかかる海外調査」の実施

(5) 高品質な会計監査を実施するための 環境の整備

➤ 監査対象企業における課題克服のための具体的施策(3つ)

① 企業の会計監査に関するガバナンスを強化すること

- ・財務・経理に関する知見を有する社外監査役等の選任
- ・監査役会等の独立性・客観性・実効性を高めること
- ・監査役会等および取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保するための適切な態勢整備に取り組むこと
- ・内部通報制度の実効性を高めるための措置を講じること

② 実効的な内部統制を確保すること

③ ITの有効活用により、高品質な会計監査を実施するための取り組みを進めていくこと

『提言書』の取組みにより期待される 成果

- 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する
- 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる
- このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる

⇒このような監査の品質と透明性の向上に伴い、大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人の厚みが増し、大手上場企業等やその株主が、適切な評価のもとに、より幅広い選択肢のなかから、監査法人を選ぶことができるようになっていくことも期待される。

日本公認会計士協会の取組みと対応①

➤ 『会長通牒』平成28年1号発出(2016年1月27日)

「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」

➤ 監査上留意すべき7つの項目

- (1) リスク・アプローチに基づく監査の実施に当たっては、企業及び企業環境を十分に理解した上で、リスクを適切に評価することが決定的に重要となることを再認識すること。
- (2) 監査人は、監査の全過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持し発揮する必要があること。
- (3) 経営者による内部統制を無効化するリスクは、全ての企業に存在することから、監査人は、経営者は誠実であるとの思い込みにより、内部統制無効化リスクは低いと判断することなく、職業的懐疑心をもって批判的に評価する必要があること。

日本公認会計士協会の取組みと対応②

- (4) 会計上の見積りの監査に当たっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして批判的に検討する姿勢を保持する必要があること。
- (5) 監査チーム内での情報共有および知識を適時に共有するため、随時、十分な討議を行う必要があること。
- (6) 審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められること。
- (7) 高品質な監査を可能とするにも、十分な監査時間・期間の確保が必要であることと。

日本公認会計士協会の取組みと対応③

- 『提言書』での最大のテーマは、個別の監査行為や監査手続、あるいは個々の監査対応に懸念を抱いているということではなく、監査法人の組織としての有り様、すなわち、組織のガバナンスと有効なマネジメントの機能強化が主眼。
- 「会長通牒」に対する評価
一方、通牒では、監査法人全体を統括する視点からの是正ないしは改善に向けた取組みが希薄。

日本公認会計士協会の取組みと対応④

- 「会長通牒」公表と同時に協会の監査業務審査会から公表された監査提言集(特別版)

『財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～』

「監査人は、経営者不正への対応の困難さを言い訳にすることなく、職業的専門家としての自覚を持って真摯な姿勢で取り組まなければならない。それが監査人に対する社会からの期待である。」

⇒経営者不正に対しての監査人の対応について、社会の期待に応える形で、監査人の責任を宣言している姿勢に対しては、プロフェッションとしての気概として高く評することができる。

今後の監査制度改革の焦点

- 監査法人ガバナンス・コードの制定とそれに対する遵守状況の開示
- 監査業務の品質の評価と、会計監査人の実質的な選別の動向
- 監査事務所の強制的ローテーションの導入の可否
- 日本公認会計士協会の品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会のモニタリングの業務の棲み分けの可否
- 企業の社外役員(社外取締役、社外監査役、社外取締役監査委員等)との連携と協同の可否
- 「不正を見抜けない監査は無用か？」の時代に。